

大学基準協会のこれから果たすべき役割 ——会員制の意義から考える——

工 藤 潤

公益財団法人大学基準協会
事務局長

【目次】

はじめに

1. 本協会の会員制導入の経緯
2. 認証評価制度の導入と会員制度
3. 会員制度を基盤とした本協会の今後の活動

おわりに

[キーワード]

適格判定、会員制、正会員、大学連合体、認証評価、
帰属意識

はじめに

1947（昭和24）年7月、国・公・私立大学を横断した自主的・自律的な大学連合組織として設立された大学基準協会（以下、「本協会」という。）は、本年創立70周年を迎えた。

本協会はその創立時に、「会員の自主的努力と相互援助によってわが国における大学の質的向上を図るとともに大学教育の国際的協力を貢献する」ことを目的に掲げ、戦後の新制大学のあり方を定めた大学基準を制定し、その大学基準を基盤とした大学の評価、いわゆる適格判定を実施してきた。この適格判定は、大学の教育・研究活動を実施していくための基礎的要件が具備されているかという観点から評価し、一定水準以上の大学に本協会のメンバーシップ（正会員資格）を与えるというものである。本協会は、この適格判定活動を1951（昭和26）年から開始し、数次の改定を重ねて1995（平成7）年までの約45年間にわたり実施して

きた。また、1996（平成8）年からは、各大学の自己点検・評価を基礎とした大学評価（加盟判定審査と相互評価）を実施、そして2004（平成16）年から法的に位置付けられた認証評価機関として大学評価を実施し、現在に至っている。

本協会の評価活動は、今日に至るまでに政治的にも大きな影響を受けながら、紆余曲折を辿ってきた。特に、認証評価制度が導入されたことにより、会員資格を希望しない大学から評価申請があれば評価を実施しなくならなくなった。法的に義務化された認証評価制度により、本協会の評価を受ける大学が増え、協会の評価活動の活性化に繋がったことは揺るぎない事実であるが、一方、正会員の意義が希薄化されたことも否めない事実である。本協会のような大学連合体にとっては、会員制は組織運営にとって重要な基盤であり、会員制の意義を常に向上させる努力が求められる。

本稿では、本協会の会員制の意義を改めて確認するとともに、会員制を基盤に本協会はいかに発展していくべきか、これらの点について論じることとする。

1. 本協会の会員制導入の経緯

まず、本協会が設立されるにあたり、組織運営の基盤強化のために会員制を導入していったが、その導入経緯について概観したい。

戦後、1946（昭和21）年10月、東京及び東京近郊の10大学の代表者を構成メンバーとする大学設立基準設定協議会が文部省内に設けられた。この協議会において、戦後の新制大学を設立するための基準の協議が進

められていったが、次第に、文部省主導の運営から協議会の自主的運営に変わっていった。

そして、1947（昭和22）年5月12日と13日の両日に行われ、全国規模に拡大した大学設立基準設定連合協議会の第1回が開催され、同協議会の座長を務めていた和田小六氏（東京工業大学長）より、会議の最初に次のような挨拶が行われた。

「大学設立基準を設定するのは、大学全体が集って自主的にまた民主的に大学のアカデミック・スタンダードをよくしてゆくことが目的であるので、従来画一的になりがちであったわが国の大学を画一的にするようなことがあってはならないのであります。また、その運用も、性質上、大学自体がこれに当たってゆく以外に適当な方法はないのであります。この協議会は大学の自治の理念をグループの自治にまで推し進めようとする一段階であるのであります。」

これは、「グループの自治」という新たな自治概念のもと、戦前・戦中の官僚主導の大学のあり方の批判から、大学の自主的・自律的連帯を通じた大学設立基準の設定・適用の必要性が述べられたものであった。つまり、大学の水準向上において、個別大学の主体性をグループの主体性に昇華させることにより、そこに結集した大学の水準向上を全体として目指すものであった。

自主的運営方式を採るようになったこの協議会は、戦後の新制大学を設置するための基準の審議とともに、基準を適用していくための大学自治の代表機関である「ア krediteーション・アソシエーション」結成の具体的問題にも着手していった。

「ア krediteーション・アソシエーション」の結成に関しては、次の問題が存していた。すなわち、「アソシエーション」の運営基盤となる財政をどうするか、「アソシエーション」は何によって権威を保つことができるか、という問題であった。

最初の問題については、アメリカのア krediteーション協会のように会員制にし、会員から会費を徴収

して財政基盤の確立を図るということにした。設立を目指す「アソシエーション」は、自主的・自律的機関として発展させる上で文部省からの補助金に頼ることはできないとの判断もあり、財政基盤の確立を図るためには、会員制にして会費を徴収するしか途はなかったのである。最初の会費は、アメリカのア krediteーション協会に倣って、一律に年間10ドル程度という案が示されたが、会員校はそれほど多くは見込めないことが予想され10ドル程度では運営に支障を来すこと、大学の規模の大小に関わらず一定程度の会費を一律に徴収することは、小規模大学に多大な負担を負わせることになりかねないこと等の理由から、1学部につき入会金10,000円、会費年5,000円として、学部数に応じた入会金及び会費を設定することとした。

次の問題は、「アソシエーション」の権威の問題であるが、これは「アソシエーション」の理念にも関わる大きな問題であった。「アソシエーション」の権威を保つには、優れた大学を会員とすることによってのみ実現できると判断されたが、その場合、「アソシエーション」そのものの規模の拡大が見込めず、むしろ「アソシエーション」の弱体化にも繋がりがかねないとの理由から、優れた大学を会員とすることに加え、将来、優れた大学となる可能性を内包した大学も会員に迎え入れる体制を整備することとした。そして、会員校が自ら高めあうことこそが重要であるとの合意が協議会全体で図られた。次いで、「アソシエーション」の名称についても審議がなされ、その審議の中では「大学基準適用協会」や「基準大学協会」などの意見も示されたが、「大学基準を改善し、これを適用して大学の質的内容を判定する仕事」を実施することから、「大学基準協会（The Japanese University Accreditation Association）」と名付けることとなった。そして、「大学基準協会」の目的について、その定款案において、「会員の自主的努力と相互援助によってわが国における大学の質的向上を図ると共に大学教育の国際的協力に貢献すること」（第3条）と定められた。また、会員の義務についても、その定款案において「会員は大学の水準を高め、大学教育の効果を十分なものにすることに自主的にあらゆる努力をす

る義務がある」(第8条)と定められた。

もう1つ重要な問題が残されていた。それは、協会の設立時の最初の会員をどういう方法で選ぶかという問題であった。これについては、創立後5年以上経過している旧制大学のうち協会の会員を希望し、協会設立の発起人になることを承諾した大学を創立のメンバーとすることとなった。また、創立後5年以内に相互に基準適用して正会員の再審査を行い、大学基準に適合しない大学は会員資格を失うとするなど、重い決定もなされた。「創立後5年経過」とした理由は、大学を卒業して1年経過することにより卒業生の活動を通じて、その卒業した大学の教育に対する社会的批評を聞き得ることも想定してのことであった。こうした会員の資格要件については、定款案に「文部大臣によって設置され又は設置を認可された大学であって設置後5ヶ年を経過し大学基準と同等又はそれ以上の水準にあると認められたもの」(第5条)と定められた。

その後、1947(昭和22)年7月8日、協会は設立された。大学基準に基づく会員になるための資格審査(適格判定)については、1951(昭和26)年度から開始され、最初に46大学の発起校に対して実施された。審査の結果、途中、審査中止を申し入れた8大学を除く38大学が会員資格を継続することとなった。

この適格判定について、本協会はその開始に先立ち「適格判定について」(1951(昭和26)年)という冊子を公表して、その概念や目的などの周知を図った。そこには、次のような一節がある。

「設置を認可されるということは大学と呼ぶ権利を与えられることである。同じく大学と名乗っても一定の水準以上の大学もあればそうでない大学もある。大学の水準を高めることはその大学の自主的努力によってのみ実現し得るのである。もしも一定の水準以上の大学の連合体によって大学の最低基準が示されるならばそれはかゝる自主的努力に一つの目標を與えることになる。更にその最低基準が年と共に漸次より高く改善されて行き各大学がその実現に努力するならば、それはわが国の大学教育の水準を高めるのに役立つ。」

また、同資料の「大学基準の在り方とその適用」の項では、以下のような一節がある。

「大学がその學的水準の決定について自主性を持つことは重要なことである。従って、大学がその機能を果たすために維持すべき基準を定める権利も大学に與えられるべきである。その上、大学の水準を高めることはその大学の自主的努力なしに實現されない。この事は大学基準の適用は本質的にその大学自體がすべきであることを結論づける。しかし一方において、大学が大学基準に合致しているかどうかの判定は權威ある第三者によってなされる方が一層効果的である。かゝる見地からすれば、大学基準は大学の連合体によって適用されるのが最も適當であるといひ得る。その連合体が大学基準に適合する大学の集合體であり且唯一つのものであるならば、その判定は權威あるものとなり、社会的に大きな意義を持つことにならう。」

このように、大学基準とその適用、大学連合体の權威の確立などが示されたが、そこには大学基準を満たしていると判定された正会員こそが、基準の設定・改定とこれに基づく適格判定を実施する権利を有しており、それ故に、すべての正会員は、その責務を果たすために、お互いに「自主的努力」を積み重ね、大学の水準向上に不断に邁進すべきとする思想が形成されていた。ここに本協会の会員制の原点がある。

2. 認証評価制度の導入と会員制度

冒頭述べたように、本協会は、1951(昭和26)年から正会員になるための資格審査(適格判定)を約45年間にわたり実施した。こうした適格判定活動は、法的に位置づけられたものとしてではなく、あくまでも大学人が自発的に、組織の自律性を堅持しつつ展開してきた活動である。

1956(昭和31)年に文部省令大学設置基準が制定され、設置時に一定の質が保証される大学の設置認可が厳格に行われるようになってからは、それに呼応するかのよう、大学基準協会の適格判定を受ける大学の

数が次第に減少していくようになった。この時期から大学基準協会の低迷期が始まったと言ってよい。こうした低迷期を招いた要因は、厳格な設置認可を経た大学にとっては、改めて質を保證する必要性を見出せなかったことが挙げられよう。また、本協会の適格判定を受けて正式な正会員になったところで、アメリカのアクレディテーションのような伝統を持たない日本では、具体的な社会的効用性はそれぞれの大学にとってはさしたるものではなかった（喜多村1984）。

その後は、臨時教育審議会、大学審議会において、高等教育の高度化、個性化が提唱され、同時に評価の重要性が指摘されるにつれ、次第に大学基準協会の存在が見直されるようになった。これと連動して、評価を受けて正会員に加盟する大学が増えていった。1991（平成3）年の大学設置基準の大綱化により、自己点検・評価が法的に要請され、各大学が実施する自己点検・評価の客観性・妥当性の保證の必要性が高まっていく中で、本協会は、1996（平成8）年、大学の自己点検・評価を基礎とする大学評価（加盟判定審査と相互評価）を開始した。

そして、2004年から認証評価制度が導入され、すべての大学は、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を定期的に受けることが法的に義務付けられた。この認証評価制度が施行されたその年に、本協会はわが国で初めて認証評価機関として認証されたが、以下のような留意事項が付された。

- 1 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との一体的な運用については、必要に応じ見直すことが求められる。特に、会員である大学に対する認証評価と非会員である大学に対する認証評価が、同一の基準により公正に行われることに留意する必要がある。また、各大学の評価機関選択の幅を拡大する観点から、会員になることを希望しない大学に対する評価を行うことについて、今後の会員の加盟状況等も踏まえつつ、検討する必要がある。
- 2 認証評価と「加盟判定審査」及び「相互評価」との関係を明らかにするため、評価結果を公表する際に、認証評価の結果であることを明記す

るなど、工夫が必要である。また、「相互評価」という名称については、第三者評価であることについて誤解を与える可能性があることから、今後検討する必要がある。

- 3 客観性・透明性の高い第三者評価を行うため、評価基準の適用等について、会員校へ特段の配慮を行うこと等のないよう、適正に運営する必要がある。

この留意事項を受けて、本協会は、認証評価と会員制を直接的に連動させないようシステム改変をせざるを得なかった。

この認証評価制度は、制度導入以前から大学評価を実施していた本協会にとって、評価を受ける大学数の増加をもたらしたことは事実ではあるが、認証評価制度が導入されてから、本協会の活動の大半が評価活動に舵を切ってしまったことにより、正会員大学に所属する多くの教員の参画を得て、評価活動と並んで実施してきた大学の諸問題の政策形成にかかる調査研究活動が全体的に少なくなってしまう。例えば、認証評価制度導入以前は、看護学、工学、医学、獣医学、経済学などの専門分野別の教育基準などの設定・改定を行っていた。特に、「看護学教育に関する基準」は、基準検討に着手した1992（平成4年）ごろは、看護系学部を設置する大学は全国に20大学弱しか存在しなかったが、同基準が設定されて以降、この基準を拠りどころに爆発的に看護系学部の設置が行われていった。現在では、看護系学部を設置する大学は、260を超えている。これは、本協会が策定した「看護学教育に関する基準」がわが国の看護学という領域に大きな影響を与えた証左である。また、本協会は、入試制度、国際交流、国際化時代における大学教育、専門教育、一般教育等々の大学及び大学教育に関するトピックを取り上げて委員会を構成し、そのあり方に関する調査研究活動等を実施し、その成果を広く公表してきた。現在、高等教育のあり方研究会を設置して、テーマを決めて調査研究活動を実施しているが、認証評価制度導入以前の方が、調査研究活動が活発に展開されていた。

こうした状況下において、これからの本協会の会員制度や大学連合体としてのあり方をどのように考えていくべきだろうか。

創立時の考えに基づけば、「優れた大学」や「将来優れた大学となる可能性を内包した大学」を集めた会員だけで構成して本協会に一定の権威を持たせることも必要であろう。他方で、「優れた大学」を目指す志を持たない大学については会員から排除することも必要であるとする者もいるかもしれない。この点について、喜多村は、こうした大学の排除が行われなければ、一部の大学によって大学全体の社会的評価が低下し、ひるがえって、「優れた大学」が悪影響を受けることになりかねない、大学連合体が、一定の社会的評価を持つ大学のみで形成されるようになれば、その連合体の発言や意見は権威を持つようになる、とも指摘している（喜多村1984）。

しかしながら、単に、「優れた大学」や「将来優れた大学となる可能性を内包した大学」を会員にしておくだけで会員制度の充実が図られるだろうか。会員制度の充実を図るためには、正会員の本協会に対する帰属意識を高め、正会員の質の向上にかかる取組を活性化させていくことが極めて重要である。そのためには、会員校に所属する教職員を、本協会の種々の事業に積極的に関与させていくことが必要である。また、正会員と非会員の差別化、正会員であることの優位性を高めていくことも必要であろう。

3. 会員制度を基盤とした本協会の今後の活動

それでは、具体的にどのような活動が考えられるのだろうか。

まず1点目は、調査研究事業を拡大してそこに正会員の教職員を関与させることである。そのことによって、その調査研究の成果が会員校の質の向上に資するものであれば、正会員の帰属意識が高まり、会員制度の意義があらためて湧き上がるものと思われる。

例えば、高等教育のあり方研究会での研究テーマを増やし、そこに会員校に所属する多くの研究者に関わってもらふこと、また研究テーマによっては多くの職員にも関わってもらふことが考えられる。

参考までに、2011（平成23）年度から活動している高等教育のあり方研究会が取り上げたテーマについて列記したい。なお、下記（1）～（4）についてはすでに終了し、研究成果も公表している。

（1）大学評価理論の体系化に向けた調査研究

海外の質保証機関に対するアンケート調査とイギリス、アメリカ、ドイツ、オランダ、韓国、台湾、オーストラリア及びフィンランドの質保証機関及び大学に対する訪問調査を行い、質保証の世界的動向と課題を把握し取りまとめるとともに、わが国の大学評価の背景と現状をまとめ、大学評価の体系化を目指した調査研究。

（2）高等教育におけるアーティキュレーションに関する調査研究

各国大学間においてプログラムやカリキュラム、諸科目の調整や整合性の確保（アーティキュレーション）の実態について、アメリカ、イギリスを調査。また、国内外の高等教育における適切なアーティキュレーションにかかる制度設定の在り方及び互換性のある教育の在り方を明らかにすることによって、高等教育の質保証と質向上の具体的方策を目指した調査研究。

（3）内部質保証のあり方に関する調査研究部会

本協会が希求する内部質保証の概念、構造を明確にし、各大学の理解を深めその仕組みの構築と有効な運営に資するとともに、それを本協会の大学評価に適切に活かすことを目指した内部質保証に関わる調査研究。

（4）国際的質保証に関する調査研究部会

国境を越えて展開される教育（ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー等や海外分校、等）を積極的に展開している各国の実態について、互換性のある教育内容及び学習成果の設定と把握等に着目し、そこにおける教育の質の保証の実態と、今後、わが国が国境を越えた教育を更に発展させていくために必要となる、教育の質の保証の具体的方策を探る調査研究。

（5）学習成果に関する調査研究部会

学習成果の設定、測定及び活用に関して理論的整理を行うとともに、わが国の大学の学習成果に関するこ

これらの取組の把握・分析と有効性のある取組の調査研究。

(6) 教育プログラム評価のあり方に関する調査研究
各大学における教育プログラム評価の状況把握と課題整理とともに、各分野に共通して求められる教育プログラム評価の観点や方法等の検討、教育プログラム評価のジェネリック・モデルを提示することを目指す調査研究。

(7) 教職課程の質保証・向上に関する調査研究(文科省の委託研究)

教職課程が教員養成教育を如何に有為に展開しているかという視点から、わが国の教職課程による自律的な「内部質保証」の仕組みの構築・運用状況の把握、教職課程の一層の質の向上に資する提言、将来の第三者評価に連結可能な同分野に固有の質保証基準・指標の提示を目指す調査研究。

2点目は、正会員校の教員・職員を対象としたFD・SDの場としての機能を強化していくことである。

例えば、現在行われている学長セミナー、大学評価セミナー、大学評価シンポジウム、スタディ・プログラムなどの各種セミナーやワークショップを積極的に開催していくことも有用だろう。例えば、正会員の大学、副学長などを対象にした学長セミナーについて、これまでのプログラムの概略を紹介したい。

(1) 第1回 学長セミナー「21世紀の大学はどこに向かうべきか—学長の役割—」

2013(平成25)年9月16日(月)、国連大学3階ウ・タント国際会議場

講演①「日米の大学：グローバルな課題への戦略的挑戦」“Japanese and American Universities: Searching for Strategic Responses to Global Challenges”

講演者：George Rupp(カーネギー国際倫理協会上級研究員)

講演②「大きくなる嵐：高等教育の直面する4つのチャレンジ」“The Gathering Storm: Four Challenges Facing Higher Education”

講演者：Thomas L. Benson(アメリカ文化教育協議会理事長)

講演③「コミュニティの拠点としての大学と学長のリーダーシップ」“Leadership of President of University functioning as a Center of Community”

講演者：小宮山 宏(三菱総合研究所 理事長)

講演④「私立大学における教育改革と学長のリーダーシップ」“Educational Reforms in a Private University and Presidential Leadership”

講演者：鎌田 薫(本協会理事、早稲田大学総長)

パネルディスカッション

モデレーター：鈴木典比古(本協会参与、国際教養大学理事長・学長)

(2) 第2回 学長セミナー「グローバル化するアジアにおける大学ガバナンス—学長の役割—」

2015(平成27)年1月19日(月)、明治大学グローバルフロント

基調講演「香港における大学ガバナンスのあり方と学長の役割」

講演者：Arbart Chan(香港バプティスト大学 学長)

講演①「国立大学の改革—大学ガバナンスと学長の役割—」

講演者：有川節夫(九州大学前総長)

講演②「私立大学の大学改革と大学ガバナンスにおける学長の役割」

講演者：吉岡知哉(本協会常務理事、立教大学総長)

パネルディスカッション

モデレーター：鈴木典比古(本協会参与、国際教養大学理事長・学長)

(3) 第3回 学長セミナー「今、学長が成すべきことは何か—改めて大学改革を考える—」

2016(平成28)年1月23日(土)13:00~17:00、東京ガーデンパレス

基調講演「台湾における高等教育の転換改革と

評価システムの歩み

講演者：傅 勝利（義守大学名誉学長、台湾評鑑協会（TWAEA）理事長）

講演① 「大学に必要な改革とは何か」

講演者：永田恭介（本協会会長、筑波大学長）

講演② 「大学に必要な改革とは何か」

講演者：田中優子（本協会理事、法政大学総長）

パネルディスカッション

モデレーター：鈴木典比古（本協会参与、国際教養大学理事長・学長）

(4) 第4回 学長セミナー「個性を生かす大学改革—これからの大学を考える—」

2017（平成29）年3月5日（日）、東京ガーデンパレス）

基調講演 「The current higher education and reform initiatives to create internationally attractive universities in Thailand」

講演者：Udom Kachintorn（マヒドン大学学長）

講演① 「大学における科学技術人材育成の在り方～東京工業大学の教育改革～」

講演者：三島良直（本協会理事、東京工業大学学長）

講演② 「亜細亜大学の個性を考える」

講演者：栗田充治（亜細亜大学学長）

パネルディスカッション

モデレーター：鈴木典比古（本協会理事、国際教養大学理事長・学長）

こうしたセミナー、シンポジウム及びワークショップについては、年間3～5回開催している。今後、会員校の要望も取り入れて、より充実した内容のものを開催していきたい。

3点目は、研修員制度の充実である。

本協会は、正会員校の職員を受け入れて、認証評価のプロセスを直接経験させ、認証評価制度及び認証評

価業務を理解させるとともに、大学教育の質保証・質向上にかかわるテーマを取り上げて勉強会・研修会を実施している。研修期間は1年～3年としており、多くの大学は2年間研修を受けて大学に戻っている。この制度は、2002（平成14）年度から開始し、2016（平成28年）度までに延べ80名の研修員を受入れてきた。この研修員制度については、毎年、年間プログラムを作成し研修に取り組んでいるところである。

研修を受けた職員は、大学に戻り認証評価業務に取り組む者もいれば、内部質保証の業務に取り組む者いたり、本協会での研修成果が大いに活かされていることと思っている。

今後においても、この研修員制度をより一層充実させて、正会員校の質的向上を側面から支えていくことが必要である。

おわりに

本協会は、今から70年前、戦前・戦中の官僚主導による大学のあり方の反省から、大学の自主性・自律性に基づく大学運営を目指し、当時の大学人の熱い志が結集して創設された大学連合体である。「大学の自治」から「グループの自治」に昇華させそれを基盤に、本協会の会員は自主的努力を不断に行い、教育研究水準の向上を目指していくことが義務とされた。

本協会は、2011（平成23）年の認証評価第2サイクルから、内部質保証を重視する方向を他の評価機関に先駆けて打ち出し評価システムを改めた。また、2018（平成30）年の第3サイクルから、この内部質保証をより一層重視することとした。大学の自主性・自律性に根差したこの内部質保証を重視する考えを評価システムに取り入れることは、本協会の理念からすれば至極当然のことなのかもしれない。

本協会創設に関わった多くの先人たちの思いを堅持し後世に伝えるためにも、正会員をはじめとする本協会関係者は更なる努力が求められる。

【参考文献】

- ・『大学基準協会55年史』大学基準協会、2005年4月
- ・「適格判定について」大学基準協会、1951年11月

- ・『大学基準協会十年史』大学基準協会、1957年6月
- ・『大学評価マニュアル<改訂版>』大学基準協会、1995年1月
- ・『大学基準協会の歩みと展望 高等教育の質的転換を求めて』大学基準協会、2015年5月
- ・喜多村和之「高等教育の連合体の可能性」『IDE 現代の高等教育』第257号、1984年12月
- ・寺崎昌男『大学の自己変革とオートノミー』東信堂、1998年11月